

令和 7 年第 1 回（定例会）

日向東臼杵広域連合議会会議録

令和 7 年 2 月 17 日

日向東臼杵広域連合議会

令和 7 年

**第 1 回日向東臼杵広域連合議会
(定例会) 会 議 録**

日向東臼杵広域連合告示第1号

令和7年第1回日向東臼杵広域連合議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和7年1月30日

日向東臼杵広域連合長 西 村 賢

記

- | | | | | |
|---|---|---|--------------|----------|
| 1 | 期 | 日 | 令和7年2月17日（月） | 午後3時開会 |
| 2 | 場 | 所 | 日向市本町10番5号 | 日向市議会議事堂 |

目 次

目 次

○会期及び議事日程	1 1
○付議事件名並びに審議結果	1 2
○2月17日	
議事日程第1号	1 5
開 会	1 6
会議録署名議員の指名	1 6
日程第1 会期の決定	1 7
日程第2 広域連合長提出議案第1、第2号審議	1 7
上程	1 8
提案理由説明（広域連合長）	1 8
補足説明（広域連合事務局長）	1 8
質疑	2 0
委員会付託（省略）	2 3
討論	2 3
採決	2 3
日程第3 委員会提出議案第1号審議	2 4
上程	2 4
提案理由説明（議会運営委員長）	2 4
質疑	2 4
委員会付託（省略）	2 4
討論	2 4
採決	2 5
日程第4 一般質問	2 5
河野ひとみ	2 5
1. 夜間の地震発生時の対応について以下の点を問う。	
2. 昨年の年末のごみの受け入れの際、持ちこみ等のトラブル等はなかったのか。	
3. 清掃センター持ち込みゲートの出口バー破損に伴う業務への支障と今後の修繕予定について。	
黒木雅由	3 1
1. 「第6回次期広域最終処分場建設検討委員会」における被覆型の提案に関す	

るメリット・デメリットについて。

2. 次期最終処分場における公共施設等から発生する汚泥の一部の埋立て継続について。

閉 会 3 6

会 期 及 び 議 事 日 程
付議事件名並びに審議結果

○会期及び議事日程

1、会 期 2月17日（1日間）

2、議事日程

月 日	曜	種 別	内 容
2月17日	月	本 会 議	会議録署名議員の指名
			1、会期の決定 2、広域連合長提出議案第1、第2号審議 （上程、提案理由説明、質疑、討論、採決） 3、委員会提出議案第1号審議 （上程、提案理由説明、質疑、討論、採決） 4、一般質問

○付議事件名並びに審議結果

〔広域連合長提出議案〕

番号	件名	審議結果
1	令和6年度日向東臼杵広域連合補正予算（第1号）	原案可決
2	令和7年度日向東臼杵広域連合予算	原案可決

〔委員会提出議案〕

番号	件名	審議結果
1	日向東臼杵広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 月 1 7 日

議 事 日 程 第 1 号

令和 7 年 2 月 1 7 日 午後 3 時開会

日程第 1 会期の決定

日程第 2 広域連合長提出議案第 1、2 号審議
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第 3 委員会提出議案第 1 号審議
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第 4 一般質問

○ 本日の会議に付した事件

- 1、会議録署名議員の指名
- 2、会期の決定
- 3、広域連合長提出議案第 1、2 号
- 4、委員会提出議案第 1 号
- 5、一般質問

出席議員 (16 名)

1 番	松 葉 進 一	2 番	黒 木 正
3 番	黒 木 克 彦	4 番	河 野 ひとみ
5 番	黒 木 雅 由	6 番	帆 足 武 男
7 番	成 合 進 也	8 番	那 須 富 重
9 番	山 本 文 男	10 番	中 田 政 雄
11 番	山 本 多喜弥	12 番	岡 村 正 司
13 番	河 口 吉 弘	14 番	森 誠 一
15 番	神 崎 千香子	16 番	森 川 春 夫

説明のための当局出席者

広域連合長	西村 賢	副広域連合長	山室 浩二
副広域連合長	田中 秀俊	副広域連合長	藤崎 猪一郎
副広域連合長	黒木 保隆	副 長	黒木 升男
代表監査委員	門脇 功郎	会計管理者	福良 由実子
広域連合事務局長	黒木 真	日向市総合政策部長	濱田 卓己
日向市総務部長	長友 正博	日向市環境部長	歌津 京子
日向市建設部長	土谷 和利	門川町環境水道課長	小林 英彦
美郷町民生課長	黒田 和幸	諸塚村民生課長代理	黒木 拓実
椎葉村税務住民課長	黒木 治実		

議会事務局出席者

局 長	野 別 秀 二	書 記	駒 田 康 弘
-----	---------	-----	---------

○議長（松葉進一） 議員各位におきましては、本日の出席、御苦労さまです。

開会 午後3時00分

○議長（松葉進一） ただいまから令和7年第1回日向東臼杵広域連合議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（松葉進一） 会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員に、7番成合進也議員と11番山本多喜弥議員を指名します。

日程第1 会期の決定

○議長（松葉進一） 日程第1、会期の決定を議題とします。

この定例会の会期及び議事日程について、議会運営委員会の審査の経過並びに結果の報告を委員長に求めます。議会運営委員会委員長、3番黒木克彦議員。

○3番（黒木克彦）〔登壇〕 それでは、議会運営委員会委員長報告を行います。

本日招集されました令和7年第1回定例会の会期及び議事日程について、去る1月28日に議会運営委員会を開催しましたので、委員会における審査の経過及び結果について報告します。

本定例会に提案されます広域連合長提出議案は、補正予算1件、当初予算1件の計2件です。また、委員会提出議案として条例1件の総計3件となっております。

以上の議案につきまして、当局から概要の説明を受け、審査しました結果、会期を本日1日間とし、議事日程は配付してあります案のとおり決定いたしました。

それでは、議事日程の内容について、その概要を報告します。

まず、日程第2、広域連合長提出議案第1号、第2号審議であります。

審議方法につきましては、いずれも委員会付託を省略し、一審議で採決まで行うこととしております。

次に、日程第3、委員会提出議案第1号審議であります。

審議方法につきましては、委員会付託を省略し、一審議で採決まで行うこととしております。

次に、日程第4、一般質問については、2名の議員から通告書が提出されております。

以上、本定例会の会期及び議事日程について、その概要を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。〔降壇〕

○議長（松葉進一） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松葉進一） 質疑を終わります。

お諮りします。この定例会の会期は本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松葉進一） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第2 広域連合長提出議案第1、第2号審議（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（松葉進一） 次は、日程第2、広域連合長提出議案第1号令和6年度日向東臼杵広域連合補正予算（第1号）及び第2号令和7年度日向東臼杵広域連合予算の2件を一括して議題とします。

広域連合長に提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（西村 賢） 〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

議員各位におかれましては、令和7年第1回日向東臼杵広域連合議会に御参集いただき、誠に御苦労さまでございます。

それでは、各議案の提案理由につきまして、その概要を説明申し上げます。

本定例会におきまして審議をお願いいたします議案は、令和6年度補正予算1件、令和7年度当初予算1件の計2件であります。

まず、議案第1号令和6年度日向東臼杵広域連合補正予算（第1号）についてであります。

補正額は175万8,000円の増額となっております。

本補正につきましては、人事異動及び令和6年人事院勧告に伴う給与改定等により、人件費が不足することから補正を行うものであります。

次に、議案第2号令和7年度日向東臼杵広域連合予算についてであります。

予算編成に当たりましては、第5次日向東臼杵広域連合広域計画に掲げる基本方針に基づき、より一層の効率的、効果的な事業の推進を目標に予算編成を行ったところであります。

令和7年度当初予算における事業につきましては、清掃センター基幹的設備改良事業のほか、清掃センター及び斎場の運転管理業務委託をはじめ、当該施設の管理運営費並びに維持補修工事等の所要額、その他経常経費を計上したところであります。

この結果、予算の総額は11億2,050万円となり、令和6年度当初予算と比較しますと、額にして2,950万円、率にして2.7%の増となったところであります。

以上、概要を説明申し上げますが、詳細につきましては広域連合事務局長に補足させますので、よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。〔降壇〕

○議長（松葉進一） 次に、補足説明を求めます。広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（黒木 真） それでは、連合長の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第1号令和6年度日向東臼杵広域連合補正予算（第1号）の補正の内容についてであります。

補正予算書の10ページから11ページを御覧ください。

令和6年度当初予算の広域連合職員の人件費につきまして、前年の当初予算作成時点での人員配置を基に編成しているため、令和6年4月以降の人員配置による執行見込額と当初予算との間に、費目及び金額の違いが生じております。

そのため、本補正予算では、令和6年人事院勧告に伴う給与改定等によるものを含めまして、令和6年度の人員配置を反映した決算見込額により、各事業の人件費の中で、給料、報酬及び

職員手当等のうち、期末手当、勤勉手当、児童手当、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当のための旅費の調整を行ったところであります。

財源については、同じく補正予算書 8 ページから 9 ページに記載のとおり、財政調整基金からの繰入金により調整を行うものです。

次に、議案第 2 号令和 7 年度日向東臼杵広域連合予算についてであります。

議案参考 1 ページの予算概要を御覧ください。

まず、Ⅰ番、予算総額ですが、令和 7 年度の当初予算につきましては、歳入歳出を 11 億 2,050 万円とするものであります。

次に、Ⅱ番、歳入の内訳であります。

主な項目の増減理由を申し上げますと、2 行目、負担金につきましては、ごみ処理施設交付税措置分の減額により、前年度比 62.6% の減の 346 万 7,000 円となっております。

4 行目、国庫支出金につきましては、次期広域最終処分場の整備に係る循環型社会形成推進交付金の増額により、前年度比 339.2% 増の 5,123 万 3,000 円となっております。

一番下の 11 行目、組合債につきましては、一般廃棄物処理事業債の減により、前年度比 22.5% 減の 3 億 2,850 万円となっております。

次に、Ⅲ番、歳出の内訳であります。

主な項目の増減理由を申し上げますと、衛生費の 2 行目、最終処分場費につきましては、最終処分場施設調査・計画策定委託料の増及び一般廃棄物最終処分場施設整備基金積立金の増により、前年度比 111.6% 増の 2 億 5,014 万 5,000 円となっております。

衛生費の 3 行目、ごみ処理施設費につきましては、2 年目となります清掃センター基幹的設備改良事業が 1 年目の令和 6 年度より減となるため、前年度比 11.0% 減の 7 億 2,056 万円となっております。

公債費につきましては、前回の清掃センター基幹的設備改良事業の組合債の償還が終了し、新たな清掃センター基幹的設備改良事業の組合債の利子の償還が開始となることから、元金が 1,000 円、利子が 606 万 7,000 円となっております。

次に、4 ページを御覧ください。

基金現在高の状況についてであります。

本広域連合では、将来的な施設の基幹的設備改良や突発的な工事等の財源確保を図るため、4 つの基金を設け、分担金の平準化も考慮し、年次的に基金を積立てております。

令和 6 年度末における基金の合計額は、5 億 8,165 万 7,967 円となる見込みであります。

続きまして、主な事業について説明いたします。

同じく議案参考の 12 ページを御覧ください。

斎場施設整備事業につきましては、安定した火葬炉設備の維持並びに施設の更新等に必要予算を計上するものであります。

維持補修工事箇所につきましては、1・2・3号炉炉圧制御ダンパー取替え工事、C系統誘引排風機取替え工事及び5号炉バーナーコーン取替え工事等を予定しております。

次に、同じく議案参考の13ページを御覧ください。

斎場施設運営管理費につきましては、円滑なサービスの提供を行うために、施設維持管理委託料をはじめとして、必要な予算を計上するものであります。

修繕箇所は、3・4号炉渦流火導孔取替え修繕並びに非常用発電設備冷却水等取替え修繕等を予定しております。

次に、同じく議案参考の14ページを御覧ください。

最終処分場施設整備事業につきましては、次期広域最終処分場施設整備のために必要な予算を計上するものであります。このうち委託料につきましては、本格調査及び基本計画・基本設計作成等業務、不動産鑑定評価業務及び用地測量調査業務を委託する予定です。

次に、同じく議案参考の15ページを御覧ください。

清掃センター基幹的設備改良事業につきましては、現在の清掃センターが令和7年度で供用開始から35年目となり老朽化が進んでいることから、設備機器の更新により延命化し、処理能力を改善する目的で令和6年度から令和8年度までの3か年の事業となります。令和7年度は、令和6年度から2か年契約の1・2号炉ごみ・灰クレーン更新工事、令和7年度単年度の1・2号バグフィルターろ布更新工事、活性炭供給装置更新工事及び1・2号誘引送風機更新工事を予定しております。

最後に、同じく議案参考の16ページを御覧ください。

ごみ処理施設運営管理費につきましては、清掃センターの安定したごみ焼却処理の維持並びに施設の延命化に必要な予算を計上するものであります。

維持補修工事としまして、1・2号減温塔下コンベア主務チェーン・点検口取替え工事、2号炉ストーカ駆動部品取替え工事及びプラットホーム出口シャッター更新工事等を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（松葉進一） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいまから質疑に入ります。質疑はお手元に配付の議案等質疑通告書に従い、通告順に許可します。質疑に当たっては簡潔に、その範囲を超えることなく、また、自己の意見を述べることをないように行ってください。

それでは、議案第1号及び第2号について質疑を許します。初めに、4番河野ひとみ議員。

○4番（河野ひとみ） 4番河野です。それでは、通告書に従い、質疑をさせていただきます。

まず、議案第2号です。斎場施設運営管理費についてです。

修繕料とありますが、どこを修繕するのか問います。

次、最終処分場施設設備事業についてです。

令和５年度に、建設候補地を有する美郷町花水流地区との基本同意を取り交わすことができたことから、令和６年度から令和８年度にかけて基本計画、基本設計を作成するとありますが、住民の方の意見等はどのようなものがあったのか。また、住民が心配しているような意見は、基本計画、基本設計を作成するに当たり取り入れるなど、配慮されているのか問います。

次に、清掃センター基幹的設備改良事業についてです。

建設工事費について、昨今の物価高騰などの影響で、今後、工事費が上がることを想定した上で予算計上しているのか問います。

以上です。

○議長（松葉進一） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。答弁者は挙手をお願いします。広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（黒木 真） ４番河野議員の御質問にお答えいたします。

まず、斎場施設管理運営費の東郷霊苑の修繕費についてであります。

年次的な修繕としまして、３号炉と４号炉の再燃焼炉内でガスの流れを調整する渦流火導孔の取替えを予定しております。また、非常用発電設備の冷却水とオイルの交換及び事務室ブラインドと遺族控室カーテンの修繕費を計上しております。

次に、最終処分場建設候補地の地元の方の御意見についてであります。

これまでに地元説明会、地域協議会等では、施設の形式の検討段階において、「粉じん等の心配があるので被覆型を選択してほしい」という意見を複数いただいております。これを判断材料の一つとして、被覆型の方針を決定したところであります。

そのほかにも「随時正確な情報を提供してほしい」という意見をいただいております。それにつきましては、地元説明会や建設検討委員会の内容のホームページでの公表や、進捗状況を関係自治体の広報紙へ掲載依頼するなどしております。

また、現在協議中であります施設から排出される放流水の水質基準においても、今後、建設検討委員会及び地域協議会で御意見をいただくなど、地元の皆さんの御意見にも配慮することとしております。

最後に、清掃センター基幹的設備改良事業の建設工事費についてであります。

近年の資材や人件費の高騰に伴い、建設工事費につきましても年々上昇している傾向にありますが、どれだけ上昇するかという具体的な数値は予測が難しいことから、予算編成時の積算に基づき工事費を計上しているところであります。

○４番（河野ひとみ） ありがとうございます。

それでは、質疑をさせていただきます。

まず、斎場施設運営管理費についてですけれども、これは大体どれぐらいの期間で修繕の工事が終わるのか、もし具体的に計画があるのなら教えてください。

あと、最終処分場については地元の方々からいろんな御意見があったということで、ちょっ

と一つ気になるのが、ホームページと広報紙と、あと、今後また随時意見を聞くときには何か地元の方が集まるような会を開いてそこで意見を聞くのか、相談窓口じゃないけれども、何か気になることがあったら随時お知らせくださいみたいな、そういうところを使って、気になることがあったら連絡してお話を聞くという、ちょっとその辺が分かりづらいので、もし具体的な案があれば聞かせてください。

あと、工事費については、ちょっと気になるので、今後物価高騰でやはり資材と人件費も上がってきている状況なんですけれども、それが明確に数字として出たときに補正予算で上げていくというような考えでいいのか、もしその辺が分かれば教えてください。

○広域連合事務局長（黒木 真） 東郷霊苑の修繕期間につきましては、具体的な期間は今のところはっきりまだ分かっていませんが、修繕期間中は火葬炉が一部制限されると1日の火葬件数に制限がかかる心配がありますので、最小限の期間に収まるように検討したいと思います。

次に、最終処分場の地元の方の御意見につきましては、今年度から地元花水流域の代表の方をメンバーに入れた地域協議会を発足しまして、主にその地域協議会で地元からの意見は集めるようにしております。

それから、基幹的設備改良事業の工事費等につきましては、仮に建設工事費の上昇幅が大きくて予算を超過する心配がある場合については、細かなところの設計を見直して、次年度に回せる部分は回すなどして対応したいと考えております。

○4番（河野ひとみ） ありがとうございます。よく分かりました。

斎場のほうで、一部制限するということがあるので最小限でということなので、分かりました。

あと、やはり最終処分場の地元の方の声を聞くというのはすごく大事なことだと思いますので、協議会で、そこで意見を集めるということになっていきますので、ちゃんと地元の方に理解を得ながら進めていくのがやっぱり一番だと思いますので、よろしくお願いします。

あと、やはり物価高騰はちょっと先が読めないなので、設計等の見直しというところで、もしオーバーするのであればもうその年度で経費を抑えて、次に繰り越して、繰り越しの中で経費をその中に入れ込むというような理解でいいんでしょうか。ちょっとその辺が分からなかったの。その年度はこの予算で収めて、それでオーバーするようなのはもう次年度の予算に繰り入れていくというような理解でいいのか、ちょっとそこを最後、分からなかったんで教えてください。

○広域連合事務局長（黒木 真） 超過する部分について、例えば部品の交換等で来年度に工事しなくてもまだ使えるところについて、次の年度にまわすなどして対応したいと考えているところです。

○議長（松葉進一） 次に、5番黒木雅由議員。

○5番（黒木雅由） 議案第2号、参考資料の14ページ、最終処分場施設整備事業、この中の委託料1億5,570万円について、詳細な内訳を伺います。

○議長（松葉進一） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。答弁者は挙手をお願いします。

広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（黒木 真） 5 番黒木議員の御質問にお答えいたします。

最終処分場施設整備事業の委託料の内訳についてであります。

まず、令和 6 年度から 8 年度の 3 か年で実施しております次期広域最終処分場本格調査及び基本計画・基本設計作成等業務委託につきましては、基本計画策定業務を令和 6 年度に実施しております。

令和 7 年度から新たに基本設計策定業務及び令和 6 年度から継続の生活環境影響調査業務と地質調査業務の 3 つの委託業務を予定しており、7 年度は 1 億 1,000 万円を計上しております。

また、建設候補地の不動産鑑定評価業務委託及び用地測量調査委託として 4,570 万円を計上しております。

○5 番（黒木雅由） この基本設計関係ですけれども、もうこれは被覆型で進めていくということによろしいですか。

○広域連合事務局長（黒木 真） 現在基本計画を作成しております、年度末には完成する予定ですが、その基本計画の中で被覆型として方針を進めるということにしております。

○議長（松葉進一） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております案件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松葉進一） 御異議なしと認めます。したがって、ただいまの案件は委員会付託を省略することに決定しました。

討論に入ります。

ただいま議題となっております案件について、討論を許します。

討論交互の原則によって、まず、原案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松葉進一） 次に、原案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松葉進一） 討論を終わります。

採決します。まず、広域連合長提出議案第 1 号令和 6 年度日向東臼杵広域連合補正予算（第 1 号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松葉進一） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、広域連合長提出議案第 2 号令和 7 年度日向東臼杵広域連合予算について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松葉進一） 御異議なしと認めます。したがって、議案第２号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第３ 委員会提出議案第１号審議（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（松葉進一） 次は、日程第３、委員会提出議案第１号日向東臼杵広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案者に提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、３番黒木克彦議員。

○３番（黒木克彦） 〔登壇〕 議会運営委員会委員長の黒木克彦です。私から議会運営委員会からの提出議案となります委員会提出議案第１号日向東臼杵広域連合の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行により、条例で定めることができる罰則を規定する地方自治法第14条第３項が改正され、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されること等による用語の整理を行う必要があることから、所要の改正を行うものです。

改正内容の主な部分について御説明いたします。

第53条から第55条までの規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

なお、施行日は、刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により、令和７年６月１日としております。

以上、委員会提出議案第１号について提案理由を御説明しましたが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上で委員会提出議案第１号についての提案理由の説明を終わります。〔降壇〕

○議長（松葉進一） 以上で提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

ただいま議題となっております委員会提出議案第１号について、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松葉進一） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております委員会提出議案については、会議規則第37条第２項の規定により、委員会付託を省略します。

討論に入ります。

ただいま議題となっております委員会提出議案第１号について、討論を許します。

討論交互の原則によって、まず、原案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松葉進一） 次に、原案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松葉進一） 討論を終わります。

採決します。委員会提出議案第1号日向東臼杵広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松葉進一） 御異議なしと認めます。したがって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後3時37分

○

開議 午後3時38分

○議長（松葉進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○

日程第4 一般質問

○議長（松葉進一） 次は、日程第4、一般質問であります。

4番河野ひとみ議員、5番黒木雅由議員から質問の通告が提出されております。

まず、4番河野ひとみ議員の発言を許します。4番河野ひとみ議員。

○4番（河野ひとみ） 〔登壇〕 それでは、通告書に従い、質問させていただきます。

大きい1番、今年1月13日21時19分に、日向灘を震源とする最大震度5弱の地震が発生しました。夜間の地震発生時の対応について、以下の点を問います。

（1）地震による清掃センターや東郷霊苑、最終処分場建設候補地に被害やトラブルはなかったのか問います。

（2）地震発生時、清掃センターで作業をしていた職員のけが等の被害などはなかったのか問います。

（3）災害はいつ発生するか分からない中、今回の夜間での地震発生で、災害マニュアルの見直しや今後の課題等はなかったのか問います。

大きい2番、昨年の年末のごみの受入れの際、持込み等のトラブル等はなかったのか問います。

大きい3番、年末、清掃センターに行った際、清掃センターの持込みゲートの出口のバーが

壊れていました。業務に支障はなかったのか、今後、修繕する予定はあるのか問います。

以上、壇上より質問を終わります。〔降壇〕

○議長（松葉進一） 4番河野ひとみ議員の質問に対する答弁を求めます。広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（黒木 真） 4番河野議員の御質問にお答えいたします。

まず、1月の地震発生時の被害等についてであります。

清掃センターにつきましては運転中であったため、発生後直ちに点検を指示し、施設の被害や職員のけが等がないことを確認しました。また、東郷霊苑、最終処分場建設候補地については、翌日被害がないことを確認しております。

次に、災害時のマニュアルや今後の課題点につきましては、災害時のマニュアルの見直しは特に行っておりませんが、課題点としまして、各施設の固定電話が不通になった場合を想定し、委託先職員との携帯電話やSNSでの連絡方法につきまして、改めて確認を行ったところであります。

次に、年末のごみ受入れの際のトラブルにつきましては、一般持込みの車両が運転の誤りにより門柱にぶつかる自損事故が2件発生したところです。破損箇所につきましては、現在は修理が完了しております。

最後に、計量出口バーの動作不良につきましては、昨年9月に入り口バーのセンサーが故障したため、入り口と出口の機器を交換して出口バーが使用できない状態になっていたところですが、現在は部品を交換して正常に動作しております。それまでの間も信号機と音声案内で計量終了を知らせておりますので、特に業務に支障はなかったところであります。

以上であります。

○4番（河野ひとみ） それでは、幾つか質問させていただきます。

被害等がなかったということで、よかったです。

あと、ちょっと気になったのが、今回は被害がなかったということで見直しもないと。課題として出てきたのが連絡の取り方というところだと思うんです。ちょっと思ったんですけども、もし帰ることができなくなったときに、今は清掃センターとか、最終処分場は別だと思うんですけども、東郷霊苑とかに物資を置いている、お水とか何か食料とか、ちょっと職員さんたちとか、東郷霊苑とかに火葬で来ているときに地震が起こって交通が寸断されて動けなくなったというときに、備蓄しているようなものというのは各施設にあるのか、ちょっと気になるので教えてください。

あと、今後固定電話が使えなくなったときの携帯とかSNSというのは、職員さんとかそこでお仕事されている方の携帯電話をLINEとか何かで登録して一斉に安否確認ができるような、そういうシステムを今後つくっていくということで理解していいのかですね。

あと、清掃センターで点検をしましたということだったんですけども、それは災害等がなかったのかということ、故障したのかということですね。清掃センターって火を燃やし

ているところで、何か機器が地震によって壊れたというのはなかったのかですね。

まず、そこを教えてもらっていいですか。すみません、変な質問をしてしまって。

○広域連合事務局長（黒木 真） まず、水や食料等の備蓄については、施設で備蓄しているものは現在ありませんので、それぞれの職員が個別に備蓄というか、予備の食料等は準備するというになっております。

それから、緊急連絡先につきましては、携帯電話番号は既に委託先のほうから提供を受けておりましたけれども、具体的にLINEについても、今回各施設の責任者との連絡方法として付け加えたところであります。

それから、センターの点検につきましては、災害があったときには、センターの中はかなり広くなっておりますので、全てのところを回って、まずは目視にて異常がないかという点検をしたところであります。

○4番（河野ひとみ） 備蓄がないということで、職員さんが個別に自分たちで準備というか、何かお水とか食料とかを、もしあったときにちょっと食べるのを用意しているだけで、そういう備蓄、別に施設の中に備蓄とか水とか食べるものというのは、今も備蓄していない状況なんですか。という理解でいいですかね。今後それを検討していくということですかね。

多分今も公民館とか、ちょっと話はずれるけれども、大体何日か分の水とか食料って、地震とか何か災害のときにといて、家でも置いてくださいとかという状況で、それでもし、何があるか分からないのが災害で、しばらくちょっと道路が寸断されて帰れないとなったときに、職員さんが今持っていますと言った食料とかだと何日過ごせるとかというようなあれはないんでしょうか。ちょっと教えてもらっていいですか。

○広域連合事務局長（黒木 真） 現在のところは台風の災害を想定していますので、事前に台風が来ると分かっていますから、そのときは予備を持ってきてもらうという対応になっていますが、地震についてはちょっと想定していませんので、考えたいと思います。

○4番（河野ひとみ） 考えていただきたいなと思います。

ちょっとすみません、これに関して、連合長、今私が質問したことの答弁に対して何か思いがあれば。

○広域連合長（西村 賢） 今、事務局長がお話ししたとおり、台風等の予測がある程度できる災害においては、職員に自ら携帯してもらうということが重要だと思いますが、今言われたような清掃センターでありましたり東郷霊苑であったりするところは、特に避難所という指定なわけではありませんので、公的に何かを備蓄して、公的に避難される方々の救助目的の備蓄物をする場所とは少し考え方が違うのかなというふうに思っております。ここはあくまでもそれぞれの役割を担った施設でありますので、緊急的にそこに閉じ込められて数日間動けなくなるようなことを最初から想定されているわけではないというふうに、現段階では思っております。

ただ、それを考えていきますと、全ての公共施設、公共施設に限らず全ての企業においても

同じように考えていかなければならないと思いますので、ある意味無限的な対策をどこまでしていくかということは、現在のところは想定できていないというところが現実でありますので、今後それも含めて、公共施設の防災とか災害備蓄の在り方というのは考えてまいりたいというふうに思います。

○4番（河野ひとみ）　ありがとうございます。

でも、やっぱり東郷霊苑とか清掃センターって持ち込むときに、普通に地元の方が持込みに行ったりとか、東郷霊苑だとやっぱり火葬で行ったりするということで、使用される方が住民の方だったりというところがあるので、そのときに、ないほうがいいんですけども地震が発生したというときに、やっぱり、そんな何十日もじゃなくても、一時寸断されてというところは何かちょっと用意をしておくといいのかなとは思うんですけども。

職員さんは、自分たちのものは自分たちでという考えも分かるんですけども、やっぱりそうやって普通に住民の方が出入りするところもあったりするので、そういうところの対応というのは、私は大事なんじゃないかなとは思うんですけども、どうでしょうか。

○広域連合事務局長（黒木　真）　勤務している職員については個別にそういう準備をしてもらうことも考えられますが、東郷霊苑に来訪している住民の方については、道路等の安全が確認でき次第お帰りになってもらうことになろうかと思っておりますので、そこで食事の準備をするというのは考えていないところです。

○4番（河野ひとみ）　では、今後そういう備蓄的なものはもう考えないのか、今後地震とかに備えてちょっと検討していくという方向であるのか、最後に聞かせていただいていいですか。

○広域連合事務局長（黒木　真）　先ほども答弁しましたが、職員あるいは委託先の職員について、地震の心配もあるので、少し日にちのもつ食料を個別に用意しておいてくださいというような話はできていると思っております。

○4番（河野ひとみ）　ありがとうございます。

それでは、次の質問にいきます。

大きい2番のほうになります。

事故があったということでちょっとびっくりしたんですけども、当日、結構混むときって道路をオーバーして車が渋滞していると思うんですけども、何か整理する方とかはいなかったんですかね。

○広域連合事務局長（黒木　真）　自損事故の2件ともに、渋滞とかそういう他者の関係で起こしたわけではなく、完全に運転の誤りでぶつかったということで、特に案内とかするところではなかったところです。

○4番（河野ひとみ）　ちょっと事故があったというので驚いたんですけども、当日、渋滞とかはなかったということですかね。この年末のごみの受入れって結構時間帯によってはすごく列ができていたりとかして待ったりとかするときがあったんですけども、そういうときの、

何か交通整理をしてくれる方とかは、今回はいなかったんですかね。

○広域連合事務局長（黒木 真） 年末については、多少持込み車両の数は増えますけれども、特に渋滞するほどではありませんので、場内での臨時的な受入れ場所についての案内係はいますけれども、車の誘導等を行っていないところです。

○4番（河野ひとみ） ありがとうございます。

この方たちはもう自分でぶつけたということで理解をしていいのかと、けがとかはなかったのか、ちょっと教えてください。

○広域連合事務局長（黒木 真） けがは特にありませんでした。

1件については清掃センターの門柱も破損したため、その方から修理をしてもらったところですよ。

○4番（河野ひとみ） ありがとうございます。けががなくて良かったです。

だけでも、こういう事故があるとやはり業務等も、職員さんたちも対応されたりと大変だと思いますので、何かこういう事故、すみません、もし原因、アクセルとブレーキを間違えたとかサイドブレーキを引き忘れたとか、ただ単に操作ミスだったのか、ちょっとそこら辺の詳細が分かれば。

○広域連合事務局長（黒木 真） 1件は、バック運転中に後ろの確認が不十分だったと、1件については、前が見づらくてぶつかったという話を聞いております。

○4番（河野ひとみ） ありがとうございます。

年末、特に皆さんばたばたしているのであれだったんでしょうかね。けががないことが何よりもよかったと思います。

今後、来年、また年末、ごみ等の、やっぱりこれでまた皆さん結構持つて行くときは、時間帯でも多かったり少なかったりというのが多分あると思いますので、本当に事故がないような運営のほうをお願いします。

それでは、大きい3番に移ります。

私が、それこそ年末行ったときに気づいていたんですけれども、ゲートの出口のレバーだけがずっと補強されていた状態だったので、修繕するのかどうかというのがすごく気になって、ちょっと質問しました。

これで特段業務に支障がなかったということだったんですけれども、来られた方がアクセルと緩くブレーキをして進んだりとかというような、何かトラブルとかもなく、普通に音声に従って普通にカードを入れてきちっと止まっていたような状態で、このレバーが壊れていて何か特段困ったりとかというのはなかったのか、もう一度教えてください。

○広域連合事務局長（黒木 真） 車を計量するために一時停止してもらいますけれども、そこには信号機がついていますので、計量中は赤信号がついておりまして、計量が終わったら音声案内で「進んでください」というアナウンスがあります。念のために安全バーがあって、計量

を忘れて進んでしまうのを防ぐためのバーですので、なくても計量に支障はなかったところで
す。

○4番（河野ひとみ） よかったです。

やっぱり一瞬止まるのを忘れていたりとかして行くことがなかったのかなというところが
ちょっと心配だったので、ちょっとそこを聞かせていただきました。

入り口にはバーがあって帰りにないというのがすごく気になって、特に年末とか混み合う中、
あの辺りがすごく気になったんですけれども、修繕されるということでもよかったです。

あと、あのバーが今後ついたときに、もしそこでまた何か壊れたりとか、何かぶつけてしま
うというような可能性とかが出てくるのかなと。さっきの事故とかがあったときに、操作ミス
とかということがあったと思うんですけれども、そういうところでも、前は誰か1人立ってい
たような気がするんですけれども、今後完全に誰も立たない、もう無人の状態で行っていくよ
うな考えでいいんですかね。前は多分入り口と出口、ちょうど間のところに1人担当の方がい
たような気がするんですけれども、もう今は全然いない状態で理解していいですか。

○広域連合事務局長（黒木 真） 年末の受入れの際だけ案内係を配置しましたが、それ以外の
ときにはもう案内係はいない状態にしております。

○4番（河野ひとみ） そうしたら、もう完全にバーと音声ガイドとで案内をして、ごみを出し
てぐるっと回って、カードを入れて計量して、バーが上がってお帰りくださいというような一
連の動作で、平日というか年末以外はやるということでもいいんですかね。

○広域連合事務局長（黒木 真） そのとおりにしております。

あとは受入れ室に監視モニターがついていますので、そこからも入退場の様子が分かるとい
うことになっております。

○4番（河野ひとみ） ありがとうございます。

すみません、これは細かなことになるかもしれないですけれども、バーが壊れていると、大
丈夫かなと、広域連合に入ってすごくそういう小さなところがちょっと気になってしまって、
前はちょっと担当の方がいたからあれなのかなと思ったけれども、特段持込みゲートのバーが
壊れていたからといって業務に支障がなかったということで、安心しました。

来られた方から、それに対して特段何か御意見があったりとかはなかったですよ。

○広域連合事務局長（黒木 真） 特にありませんでした。

○4番（河野ひとみ） ありがとうございます。

すみません。毎回地震の、災害のことについて質問させていただくのも、地震が最近頻発し
ているので、やっぱりちょっと怖いなという思いがあります。そして、地震の後に火災が起こ
ったりするので、清掃センターとか東郷霊苑とかはやっぱり熱を使う場所なので、そういうと
ころの災害等のマニュアル等をきちんとしていただきたいと思いますと思いまして、毎回質問させてい
ただきます。

あと、年末のごみも、私が行くとき、昨年行ったときには大丈夫でしたけれども、時間帯によってはすごく長蛇の列があったときもあったので、そういうところで事故や何か渋滞でトラブルがあるのがちょっと心配だったので、この質問はさせていただきました。

あと、ゲートのバーは壊れていて何か業務等に支障がなかったのか、本当にもう純粋に、普通に気になったので質問させていただきました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（松葉進一） 以上で4番河野ひとみ議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後4時04分

○

開議 午後4時05分

○議長（松葉進一） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行します。

次に、5番黒木雅由議員の発言を許します。5番黒木雅由議員。

○5番（黒木雅由） 〔登壇〕 それでは、通告書に沿って質問をさせていただきます。

1、令和6年11月に開催された第6回次期広域最終処分場建設検討委員会において、被覆型を提案したとの新聞報道があったが、被覆型によるメリット・デメリットについて、どのように整理をしているか伺います。

2、令和6年度日向市ごみ処理実施計画によると、日向市一般廃棄物最終処分場では、公共施設等から発生する汚泥の一部も一般廃棄物と併せて関係法令に基づき適正に処理しています。次期最終処分場においても埋立てを継続できるか伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（松葉進一） 5番黒木雅由議員の質問に対する答弁を求めます。広域連合長。

○広域連合長（西村 賢） 〔登壇〕 5番黒木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、次期広域最終処分場の施設形式についてであります。

整備形式につきましては、現日向市最終処分場のように、造成した部分に遮水工を敷設し、自然降雨により浸出水処理を行うオープン型と、埋設地上部を屋根や外壁で覆い、人工散水により浸出水処理を行う被覆型があります。

現在、被覆型での検討を行っておりますが、被覆型のメリットといたしましては、埋設地が閉鎖空間となるため、近隣の生活環境への影響が低減されることや、人工散水による浸出水処理量をコントロールできるため、雨量の変動の影響を受けないこと、そして、浸出水処理施設が小規模となるため、当該施設の工事費が圧縮されることがあります。

デメリットといたしましては、埋設地上部の屋根、外壁の建設コスト、廃止後の解体コストが発生することや、人工散水のための施設整備が必要となる場合があります。

これらを踏まえ、建設費合計の概算で比較しますと、被覆型がオープン型より若干安価にな

ると試算しているところであります。

以上であります。

なお、そのほかの御質問につきましては、広域連合事務局長が答弁をいたします。〔降壇〕

○議長（松葉進一） 次に、広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（黒木 真） 公共施設等から発生する汚泥等の埋立てについてであります。

次期広域最終処分場におきましては、清掃センターで発生する焼却灰及び飛灰とひゅうがりサイクルセンターで発生する不燃性残渣及び土砂・瓦礫類について埋め立てる予定としております。

公共施設等から発生する汚泥等につきましては、構成市町村から要望も受けておりますので、それぞれ詳細に聞き取りを行い、広域連合で検討することとしております。

以上であります。

○5番（黒木雅由） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、埋立終了後の閉鎖から廃止に至るまでの維持管理期間についてですが、昨年7月の第5回検討委員会の資料では2年を想定しながら、11月の第6回検討委員会では15年と変更されています。変更になった具体的な根拠について伺います。

○広域連合事務局長（黒木 真） 廃止までの期間につきましては国のほうで基準を定めておまして、水質が安定してガス等も発生しないという状態になってから最低2年を置くということになっておりますので、最初の検討段階ではその2年を採用していたところ です。

その後、水処理にかかる水の量を廃棄物に対する割合で実証データ等を基に計算して、埋立開始から廃止完了まで、埋設する廃棄物に対して約3倍の水の量が必要ということが想定されますので、その量と期間を計算して15年という、これは少し長めの設定ですが、期間を検討しているところです。

○5番（黒木雅由） 第6回検討委員会の参考資料の中には、被覆型最終処分場の中で、閉鎖された7施設について、閉鎖後の維持管理期間について、令和4年度までの実績で2年から17年との記載がありますが、県内では、都城市の高崎処分場は2020年に埋立完了となっているものの、現在も引き続き浸出水の処理は埋立中と同じレベルで行っており、今のところ県と廃止の協議には至っていないと聞いています。ほかの6施設についてもいまだ最終的な廃止には至らず、浸出水処理等の維持管理が現在でも行われているのではないかと思います。

このことについては、最終処分場の技術的な専門家で廃棄物資源循環学会に所属する福岡大学の樋口壯太郎教授が論文の中で、「被覆型最終処分場の中には、半永久的に廃止ができない処分場の存在が予測される」として問題点が挙げられています。

連合事務局が提案している被覆型の最終処分場は、放流水のない完全なクローズ型ではありませんので、半永久的に廃止ができないことはないと思いますが、処理水のシステムに何らか

の問題が発生した場合に大きなリスクを負うことになるのではないかと不安視しています。この点についてはいかがでしょうか。

○**広域連合事務局長（黒木 真）** 建設検討委員会のときに提出した資料によりますと、現在国内で、埋立てが完了して閉鎖まで至っていない被覆型の最終処分場が7施設ありまして、そのうちの3施設については、水処理がないために現在までの期間が16年から17年経過しておりますが、そのほかの水処理の施設については、現在まで最長で5年間ということで、これについても将来的には処理した水が安定化されれば閉鎖に至るのではないかとというふうに考えておりますが、何年かかるという具体的な事例がないため、広域連合での検討については長めの検討で15年という年数を設定したところです。

○**5番（黒木雅由）** 埋立開始から廃止に至るまでの埋立地の安定化については、どれだけ洗い出しが早くできて浸出水を適正に処理できるかということになるかと思います。

処分場埋立地の安定化については、令和6年3月の北海道旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画の比較においても、被覆型に関しては、「安定化の速度は、埋立物が降雨にさらされないことから、オープン型よりも安定化が遅く、廃止までの期間が長くなる傾向にある」とされ、被覆型最終処分場が洗い出し速度が遅いことをデメリットとして捉えています。

一方で、11月の全員協議会で連合事務局から示された比較資料においては、被覆型の埋立地の安定化に関する項目には「散水量などの調節により安定化期間の短縮が試みられています」と記述があるのみで、洗い出し速度が遅いことによるデメリットには直接触れていません。

実際に安定化期間が短くなった施設があるのか疑問が残りますが、この点を含めて、被覆型が有する優位性について伺います。

○**広域連合事務局長（黒木 真）** 先ほど埋立開始から廃止までに、廃棄物に対する水の量が約3倍必要ということでしたけれども、埋立完了までに想定している水の量が3分の2、それから、埋立完了後から15年間の廃止期間までが3分の1で現在想定していますので、仮に完了後からの水の量を増やすことによって期間が短縮されるのではないかとという計算は、理論上ではしているところです。

それから、オープン型と被覆型の年間の管理コストの比較について、現在試算しているところでは、被覆型が年間4,600万円、オープン型が9,800万円ということで、被覆型が約47%と低く抑えられますので、多少被覆型のほうが、管理期間が長くなった場合でもトータルコストは抑えられると考えております。

○**5番（黒木雅由）** 連合事務局から示された全員協議会の参考資料においては、全ての処分場の中で被覆型の割合は4%足らずとなっていますし、比較的小規模な施設が多いようです。先ほど述べたように、閉鎖した7施設の今後の廃止までの動向も気になるところですが、本来の主流であるオープン型が圧倒的に多く建設・稼働していることに注目せざるを得ません。

直近で計画を策定した愛知県蒲郡市や北海道旭川市の基本構想のプロセスを見ても、多くの

事例を有し、建設、維持管理、廃止までの技術が確立されているオープン型が有利であると結論づけています。

降水量調査によると、2023年7月から9月が神門観測所より降水量が多かったとされていますが、心配される集中豪雨についても、そのことを前提とした施設設計を行うことでリスク回避は可能だとされています。

また、地震、台風等の自然災害により被覆部分が損傷した場合には、処理システムが大きく崩れ、処理が困難となる可能性についても言及されています。

このことについて、どのように捉えているか伺います。

○広域連合事務局長（黒木 真） もちろん地震等の災害については想定して、建物についての設計はしたいというふうに考えております。

それから、雨量につきましては、提供していた資料にも掲載しておりますが、降水量が今後増加傾向にあるということも踏まえて、雨量による影響の少ない被覆型のほうが、優位性があるという判断をしたところであります。

○5番（黒木雅由） 先ほど主流であるオープン型が圧倒的に多いということを言ったんですが、その点についてはどのような考え方を持っているか伺います。

○広域連合事務局長（黒木 真） 確かにまだオープン型のほうが主流であります。近年は被覆型についても、やはり建設する地元住民等の意向等も踏まえて被覆型にするという施設も多くなってきておりますので、そういった技術的なものが確立されていけば増えていくというふうに考えております。

○5番（黒木雅由） 被覆型の場合は、埋立物の安定化に期間を要するだけでなく、一般に関連する構造物や機器類が複雑高度化するため、維持管理や点検整備に人員や費用、また時間を要することが想定されます。また、機器の更新や修繕・改修にも多額のコストがかかることが見込まれ、廃止までのトータルコストは被覆型が高額になる可能性もあります。

ここで、被覆型を採用した場合の懸念される点を幾つかお聞きします。

まず、廃止するまで埋立中と同じレベルで浸出水処理を行うのでしょうか。

○広域連合事務局長（黒木 真） 現在の想定では、先ほど答弁したように、埋立期間中に3分の2、埋立完了後に3分の1に水を減らして期間を設定しているところです。

○5番（黒木雅由） 次に、被覆型で廃止できた処分場があれば、廃止件数、閉鎖から廃止されるまでの標準的な期間を教えてくださいたいと思います。

○広域連合事務局長（黒木 真） 現在まで、国内では廃止まで至った被覆型の処分場の事例はないところです。

○5番（黒木雅由） 次に、被覆型は一般的に脱塩装置が必要になると思いますが、その想定はなされているのでしょうか。

○広域連合事務局長（黒木 真） 広域連合で検討している次期最終処分場については、脱塩装

置は検討をしたところですが、それについては計画に含めておりません。

○5番（黒木雅由） 一般的には脱塩装置が必要になるんですけれども、脱塩装置が必要ではないという、もし根拠があれば教えてください。

○広域連合事務局長（黒木 真） 現在は、塩分の排出基準については定められておりませんが、それについては十分希釈できるというふうに考えております。

○5番（黒木雅由） 保留される場合に、ある程度の量がないと希釈が厳しいんじゃないかというふうには思います。

次に、換気装置に停電等で支障があった際に、バックアップ電源は用意されるのでしょうか。それから、散水をする場合の動力というか、そういう施設についても準備をするような計画になっているのでしょうか。

○広域連合事務局長（黒木 真） 非常用電源についてはまだ検討しておりませんので、換気扇と散水設備等の電源は今後考えていくことになります。

○5番（黒木雅由） 様々なリスクに対応するためには、先行事例の多いオープン型のほうがこれまでの知見を生かせるメリットもあると思います。

これまで述べたように、連合事務局のメリット・デメリットの整理では、検討委員会が判断する上で、果たして十分な資料であったのか疑問が残ります。もちろん被覆型のメリットも十分理解できますが、このようなことを踏まえて、被覆型とオープン型を再検討する考えはないか伺います。

○広域連合事務局長（黒木 真） 現在までに、必要な資料を基に建設検討委員会あるいは地元との協議で検討しておりますので、今年度末に策定する基本計画においては被覆型ということで方針を進めているところです。

○5番（黒木雅由） 先ほど議案質疑のところでも、来年度の委託料の部分でもお聞きしたんですが、被覆型ありきでは、私が先ほどから申しているようなデメリットという部分も出てくると思いますので、この点は事務局、検討委員会の中で十分に調整を行っていただきたいと思います。

人々がごみを排出する限り、最終処分場はどうしても必要な施設であります。平成26年10月に発出された環境省の「廃棄物処理法の適正運用に関する通知」においても、市町村の一般廃棄物処理責任の性格として、「最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する」とされています。

次期最終処分場の建設に当たっては、その管理ができるだけ容易で、閉鎖後から廃止までの期間を短くすることが廃棄物処理法の目的である生活環境の保全及び公衆衛生の向上が図られ、圏域住民の福祉に資することかと思えます。このことはとりわけ慎重に論じられることであることを重ねて強調して、次の質問に移ります。

次は、廃棄物処理法の事業者及び地方公共団体の処理として、第11条第2項において、「市

町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる」と規定されています。また、日向市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例においても同様の規定の下で処理が行われています。

通告書にも記載したとおり、日向市の浄水場、浄化センター、市道などの公道や教育施設から発生する側溝汚泥なども一般廃棄物と併せて、現在は適正に処理を行っているとのこと。

これはコスト面を考慮して、適正に処理が可能なものは日向市の一般廃棄物最終処分場に埋め立てるという経緯によるものだと思いますが、次期最終処分場において、広域連合が掲げる処理方針として、あるいは施設の構造上搬入が困難であるとの理由でそれらの汚泥等の受入れができないとなった場合、日向市は別の搬入先を模索しなければならなくなり、多額の処分費を投入せざるを得ません。そのことが日向市内から発生する公共汚泥類の日常的な安定処理に支障を来すおそれも想定されます。

現在検討中ということをお聞きしましたが、市外に最終処分場を新設するに当たり、立地自治体への十分な配慮も必要であると考えますが、これまで圏域町村の焼却灰や破碎くずを日向市で受け入れてきた経緯、また、焼却施設も当面は継続して日向市に立地している事実を重く受け止めて次期最終処分場を管理運営すべきと考えますが、この点について、連合長の認識を伺います。

○広域連合長（西村 賢） 質問の趣旨は、先ほど事務局長が答弁したとおりでありますので、現在のところ、検討しております。汚泥等につきましても、今後検討していきたいと思えます。

まず、何よりもこの最終処分場を受け入れていただいております地区住民の方々の思いもしっかりと受け止めて、今後とも慎重に議論をして、慎重に検討してまいりたいというふうに思えます。

○5番（黒木雅由） ありがとうございます。

今後の運営についてはくれぐれも慎重に実施されることを強く希望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松葉進一） 以上で5番黒木雅由議員の質問を終わります。

黒木議員は自席にお戻りください。

以上で今定例会の一般質問を終わります。

これで本定例会の日程の全てを終了しました。

これをもちまして、令和7年第1回日向東臼杵広域連合議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後4時33分

署 名 者

日向東臼杵広域連合議会議長 松 葉 進 一

日向東臼杵広域連合議会議員 成 合 進 也

日向東臼杵広域連合議会議員 山 本 多 喜 弥